

埼玉県県北ゾーン地域産業活性化基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色について)

【地理的条件等】

- 関東平野に位置する埼玉県は、平地が3分の2以上を占め、気候が温暖で自然災害が少ない、恵まれた自然環境にある。
- 本県は、約720万人の人口を擁し、民間最終消費支出が1.4兆円を超える大きな市場である。さらに本県が中央に位置する首都圏1都7県の人口は約4千万人と日本の人口の約3分の1を占める巨大マーケットとなっている。
- 当該地域は、都心から概ね50km～100km圏に位置している。明治以降、鉄道の開通など交通網が整備されたことから、製造業などの集積が進んだ。昭和30年代以降は、大規模な工業団地が相次いで造成され、関越自動車道（以下、「関越道」という。）へのアクセスが容易であることから、電機、機械、化学、食料品など多様な産業の集積が進んだ。
- 今後、関越道と結節する首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の整備の進展、北関東自動車道の開通、関越道の寄居及び上里のスマートインターチェンジ整備に伴い、企業の立地先としての魅力が一層高まることが期待される。

集積区域に関するデータ

人口(人)	749,459
市町村数	14
可住地面積(ha)	70,645
立地件数	30
製造業事業所数	1,669
製造業従業者数(人)	70,704
製造業付加価値額(億円)	8,390
製造品出荷額等(億円)	29,821

【既存の産業集積状況等】

- 本県の県内総生産（平成21年度：名目）は、約20兆4千億円で全国第5位、フィンランドやシンガポールとほぼ同じ、一つの国並みの経済規模となっている。
- 県内総生産額の経済活動別の構成比では、製造業が最も大きくなっている。また、従業者数、事業所数についても、全産業に占める製造業の比重が高いことが本県の特徴となっている。

*人口は、平成22年国勢調査による
 *立地件数は、平成19年12月～平成24年9月の埼玉県の企業誘致の取組に基づく件数
 *製造業事業所数～製造品出荷額等は、工業統計調査（平成22年）による

- ・ 製造業については、特定の業種に特化せず、多様な業種が幅広く集積している。
- ・ 当該地域における平成22年の製造品出荷額等は、2兆9,821億円で、本県全体の約1/4を占めている。
- ・ 食料品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業など多様な産業の集積が進んでいる。

産業集積に係るデータ

(工業統計調査(平成22年)による)

	事業所数		従業者数(人)		製造品出荷額(万円)		付加価値額(万円)	
		割合		割合		割合		割合
09 食料品	179	10.7%	8,382	11.9%	19,509,601	7.1%	7,466,597	8.9%
10 飲料・飼料	25	1.5%	502	0.7%	878,171	0.3%	223,388	0.3%
11 繊維	122	7.3%	2,218	3.1%	5,830,418	2.1%	3,239,480	3.9%
12 木材・木製品	30	1.8%	520	0.7%	535,230	0.2%	146,782	0.2%
13 家具・装備品	37	2.2%	1,334	1.9%	2,498,942	0.9%	634,265	0.8%
14 パルプ・紙	56	3.4%	1,607	2.3%	4,099,446	1.5%	1,011,887	1.2%
15 印刷	65	3.9%	2,024	2.9%	6,030,947	2.1%	2,065,655	2.5%
16 化学	45	2.7%	3,125	4.4%	33,033,941	12.4%	19,161,302	22.8%
17 石油・石炭	9	0.5%	97	0.1%	268,750	0.1%	119,526	0.1%
18 プラスチック製品	133	8.0%	5,089	7.2%	16,466,256	5.1%	6,566,189	7.8%
19 ゴム製品	20	1.2%	949	1.3%	292,776	0.1%	119,134	0.1%
20 なめし革	8	0.5%	172	0.2%	194,844	0.1%	51,996	0.1%
21 窯業・土石	101	6.1%	2,791	3.9%	9,357,006	3.3%	3,721,581	4.4%
22 鉄鋼	21	1.3%	786	1.1%	2,244,101	0.8%	624,843	0.7%
23 非鉄金属	53	3.2%	3,508	5.0%	14,954,246	5.5%	2,964,612	3.5%
24 金属製品	200	12.0%	4,688	6.6%	12,021,828	3.8%	4,675,787	5.6%
25 はん用機械	44	2.6%	1,282	1.8%	1,553,843	0.5%	664,681	0.8%
26 生産用機械	101	6.1%	4,398	6.2%	8,432,916	3.0%	-378,582	-0.5%
27 業務用機械	36	2.2%	868	1.2%	1,075,560	0.4%	494,216	0.6%
28 電子部品	64	3.8%	4,847	6.9%	33,323,573	4.1%	4,643,666	5.5%
29 電気機械	103	6.2%	5,440	7.7%	12,468,826	4.4%	5,481,532	6.5%
30 情報通信	35	2.1%	5,522	7.8%	73,551,342	27.8%	9,249,136	11.0%
31 輸送用機械	138	8.3%	9,032	12.8%	36,350,783	13.3%	9,782,616	11.7%
32 その他の製造	44	2.6%	1,523	2.2%	3,237,675	1.2%	1,165,354	1.4%
集積業種	1,594		68,678		294,982,005		83,062,600	
総計	1,669		70,704		298,211,021		83,895,643	

【インフラの整備状況等】

①道路網

- ・ 本県には、東西方向に圏央道、東京外環自動車道が、また、南北方向に東北自動車道、関越道、常磐自動車道、首都高速道路が走り、高速道路の実延長は211kmとなっている。
- ・ 当該地域には、関越道が走っており、また、西関東連絡道路も整備が進み、一部が供用されている。これらと国道17号、同125号、同140号、同254号、同299号、同407号などが結ばれ、北関東・東北・甲信越・北陸へのアクセスが容易である。

②鉄道網

- ・ 本県には、東北・上越・山形・秋田・長野新幹線を含む24路線、722.4kmの鉄道網が整備されている。
- ・ 当該地域は、上越・長野新幹線、JR高崎線、JR八高線、秩父鉄道、東武東上線、西武秩父線により結ばれている。また平成16年に上越新幹線本庄早稲田駅が開業したことで、鉄道の利便性がさらに高まった。

③大学・研究機関等

- ・ 当該地域には、早稲田大学やものづくり大学、立正大学、埼玉工業大学など高度な専門的機能を備え、個性ある取組を進める大学が立地している。

(目指す産業集積の概要について)

【自動車関連産業】

- ・ 自動車は2～3万点の部品から構成されており、素形材産業、電機・電子産業など関連する産業は多岐にわたる。
- ・ 自動車はガソリン車からハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車へと技術革新のロードマップが見えている。この過程で環境に対する負荷の軽減や省エネルギーへの取り組みにより新素材の開発が進むなど、将来にわたって関連産業の発展が期待される。
- ・ 自動車製造業は日本標準産業分類上、輸送用機械器具製造業に含まれるが、本県では輸送用機械器具製造業は製造品出荷額等が2兆1,094億円(平成22年工業統計調査)と製造業で最も大きい割合(16.4%)を占める基幹産業となっている。
- ・ 当該地域においても輸送用機械器具製造業は、製造品出荷額等が3,635億円(全製造業に占める割合13.3%)、従業者数が9,032人(全製造業に占める割合12.8%)で、地域の基幹産業となっている。
- ・ 積極的な企業誘致・フォローアップ、産業基盤の整備、人材の育成・確保支援、技術支援等の各種施策を総合的に実施することで、自動車関連産業の一層の集積を図る。
- ・ また、新規立地企業と既存企業との交流を促進し、新たなビジネスチャンスを創出する。

【食品産業】

- 食品産業は、産業分類上は食料品製造業と飲料・たばこ・飼料製造業の2業種から成り、製造業全体の生産額の1割強を占めている。雇用する従業員の数も多い産業であり、地域経済に大きな影響力を持っている。また、生活必需品を提供する産業であることから、景気変動の影響を受けにくく、不況に強いという特徴を持っている
- 原料である農林水産物が欠かせない産業であることから、かつては農林水産物の生産地に生産拠点を置くことが多かったが、現在では、消費地に近い都市部への立地が増加している。
- 最近10年間（平成14～23年）の本県の工場立地件数を業種別に見ると、食料品製造業が68件（工場立地動向調査）で最も多くなっている。首都圏という巨大な消費市場の中心に位置し、北関東・東北・甲信越へのアクセスが容易であるという本県の立地特性は、鮮度を重視する食品産業に適していると考えられる。
- また、本県の食料品製造業は、従業者数62,921人（平成22年工業統計調査）と製造業で最も大きい割合（16.0%）を占めている。
- 当該地域においても食料品製造業は、従業者数8,382人（全製造業に占める割合11.9%）で、地域内の製造業では輸送用機械器具製造業に次ぐ雇用を創出している。
- 積極的な企業誘致・フォローアップ、産業基盤の整備、人材の育成・確保支援、技術支援等の各種施策を総合的に実施することで、食品産業の集積を図る。
- また、地域の農産物の特性を活かした加工食品の開発などを通じて農業者と食品産業との連携を支援するとともに、県内の事業者へ産地や農産物の情報を提供することで、食品産業における県産農産物の利用を拡大する。

【医薬品関連産業】

- 医薬品関連産業は、産業分類上は、化学工業（医薬品製造）、パルプ・紙・紙加工品製造業（医薬品パッケージ等）、印刷・同関連業（パッケージ印刷等）、プラスチック製品製造業（医薬品容器等）、ゴム製品製造業（医療用衛生ゴム等）、窯業・土石製品製造業（医療用ガラス器具等）、生産用機械器具製造業（医薬品等製造装置等）、業務用機械器具製造業（医療用機械器具等）、電気機械器具製造業（医療用計測器等）からなる。
- 薬事工業生産動態統計（厚生労働省）では、医薬品生産金額は平成17年には約6兆4,000億円だったものが、平成23年には約7兆円になっており、医薬品の市場規模は増加の傾向にある。
- また、上記統計によると、埼玉県は医薬品生産金額が約7,600億円（平成23年）であり、全国の10.9%を占め、1位となっている。また同統計で、埼玉県は医療機器生産金額が約850億円（平成23年）であり、全国の4.7%を占め、8位となっている。埼玉県は医薬品関連産業の集積が高い県といえる。
- 今後、高齢化の進展に伴い医薬品市場は拡大が予想される。積極的な企業誘致・フォ

ローアップ、産業基盤の整備、人材の育成・確保支援、技術支援等の各種施策を総合的に実施することで、医薬品関連産業の集積を更に進める。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	8, 306億円	8, 721億円	5.0%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<産業用共用施設の整備等> <ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズに応じた用地の確保及び用地情報の収集・提供(県・市町村・事業者) 本庄新都心地区の整備(県・市町村・大学・事業者) 圏央道以北地域での産業地誘導の推進(県・市町村) 				
<人材の育成・確保> <ul style="list-style-type: none"> ものづくり人材の育成(県・市町村・事業者) 成長分野の人材育成(県・市町村・事業者) 高等技術専門校を中心とした地域連携による中小企業の人材確保・育成支援(県・市町村・事業者) 				
<技術支援等> <ul style="list-style-type: none"> 経営革新にチャレンジする企業等の支援(県・公的支援機関・経済団体・大学・事業者) 産学官連携・知的財産活用による新製品・新技術開発支援(県・大学・公的支援機関・経済団体) 企業間交流の促進(県・市町村・経済団体・事業者) 				

<ul style="list-style-type: none"> 成長が見込める産業への参入支援 (県・公的支援機関) 					→
<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 「ワンストップ・オーダーメイド・クイックサービス」を徹底した企業誘致活動の実施(県・市町村・経済団体・金融機関) 創業前の相談からフォローアップまでの一貫した創業支援(県・市町村・経済団体・金融機関) 企業立地等に関する優遇制度(県・市町村) 海外企業とのマッチングなど新たな事業展開の支援(県・市町村・経済団体・金融機関) 農商工連携の促進(県・市町村・経済団体・事業者) 					→

2 集積区域として設定する区域

<p>(区域)</p> <p>熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町、小川町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町</p> <p>* なお、この区域に含まれる自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省選定の特定植物群落、環境省選定の日本の重要湿地500、特別緑地保全地区及び近郊緑地保全区域等の環境保全上重要な地域については原則として除くものとする。ただし、同区域であっても工業団地、工場適地、用途地域(工業専用地域、工業地域、準工業地域に限る)及び市町村の総合振興計画で産業系に位置付けられている区域等で別紙に示す区域については、集積区域とする。</p> <p>設定する区域は、平成24年10月1日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。</p> <p>(集積区域の可住地面積)</p> <p>70,645ha</p>

(各市町が集積区域に指定されている理由)

- 埼玉県では、全県を挙げた企業誘致の取組として平成17年1月以降、「企業誘致大作戦」(H17.1~H19.3)、「チャンスメーカー埼玉戦略」(H19.4~H22.3)、「チャンスメーカー埼玉戦略Ⅱ」(H22.4~H25.3)を展開している。当該地域の各市町村においても県・市町村企業誘致連絡会議に参加し、県とともに企業誘致に積極的に取り組んでいる。
- 当該地域は、関越道、西関東連絡道路、国道17号、同125号、同140号、同254号、同299号、同407号などによって結ばれている地理的連続性を有する区域であり、また、歴史的にも中山道、秩父往還道を通じて人が行き交うなど、自然的社会的な一体性が高い地域である。
- 自動車関連産業には電気機械、金属、化学など幅広い分野の協力企業群の存在が必要となるが、同地域の各市町にはこれらの産業が集積している。
- 地域の各市町に食品産業が集積しているとともに、小麦、野菜、果樹、畜産など多様な農産物の生産地でもあり、地域の農産物の特性を活かした加工食品の開発など食品産業と農業との連携も期待できる。
- 本県は医薬品生産金額が全国1位であるが、当該地域には、そのうちの約26%を占めるMSD(株)(熊谷市)、約21%を占めるエーザイ(株)(美里町)などがあり、地域における重要な産業となっている。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

当面は指定せず、指定する必要があるときは、計画修正により対応する。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

当面は指定せず、指定する必要があるときは、計画修正により対応する。

5 集積業種として指定する業種(以下「指定集積業種」という。)

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

自動車関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

11 繊維工業、16 化学工業(ただし、161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業(1644 塗料製造業、1645 印刷イン

キ製造業、1646 洗剤・磨剤製造業、1647 ろうそく製造業 以外)、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業は除く)、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業(ただし、274 医療用機械器具・医療用品製造業は除く)、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業(ただし、312 鉄道車両・同部分品製造業及び313 船舶製造・修理業、船用機関製造業は除く)、32 その他の製造業

(業種名又は産業名)

食品産業

(日本標準産業分類上の業種名)

09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(ただし、105 たばこ製造業は除く)

(業種名又は産業名)

医薬品関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業(ただし、1624 塩製造業は除く)、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、29 電気機械器具製造業

(2) (1) の業種を指定した理由

(自動車関連産業)

- 輸送用機械器具製造業は、地域内の従業者数(全製造業に占める割合12.8%)が最大の割合を占める当該地域の基幹産業である。
- 自動車は、2~3万点もの部品から構成されており、関連する産業は幅広い分野にわたる。また、数多くの素材を必要とすることから、中小企業が担う鋳造、プレス加工、めっきといった分野にも関係する。
- 世界的な四輪車メーカーである本田技研工業(株)の新工場の操業開始に伴い、今後も自動車関連産業の一層の集積、新製品開発に向けた技術交流や人材の交流などが期待できる。
- 当該地域の基幹産業である自動車関連産業の更なる集積を図ることで、地域経済の活性化が期待できる。

(食品産業)

- 食料品製造業は、地域内の製造業の事業所数及び従業者の10%以上、製造品出荷額等及び付加価値額の7%以上を占める地域内の重要な産業である。

- ・ 飲料・たばこ・飼料製造業のうち酒類製造業について、本県には35の酒蔵があり、清酒製造量は全国4位の規模（国税庁平成23年度速報）となっている。当該地域には14の酒蔵があり、埼玉県産業技術センター北部研究所において日本酒醸造用の新酵母の開発を行うなど、同業種の振興に努めている。
- ・ 首都圏という巨大な消費市場の中心に位置し、北関東・東北・甲信越へのアクセスが容易であるという当該地域の立地特性は、鮮度を重視する食品産業に適している。
- ・ 当該地域は、小麦、野菜、果樹、畜産など多様な農産物の生産地でもあり、食品産業との連携が期待できる。
- ・ 生活に不可欠な食品を製造する当該産業は、景気変動の影響を受けにくく、生産変動や在庫変動が少ないという特徴を持つ。
- ・ 多くの従業員を雇用し、景気変動の影響を受けにくい食品産業の更なる集積を図ることで、地域経済の活性化が期待できる。

（医薬品関連産業）

- ・ 今後、高齢化の進展に伴い医薬品に対する需要が高まることが見込まれる。また、海外を見ても、近い将来に急激な高齢化社会が到来する中国などでも急激に医薬品需要が拡大すると予想される。
- ・ 医薬品生産金額が全国1位である本県の中でも医薬品製造業者17社が立地している当該地域で、医薬品関連産業の更なる集積を図ることで地域経済の活性化が期待できる。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	20件
指定集積業種の製造品出荷額等の増加額	1,475億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	220人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

（1）企業ニーズに応じた用地の確保及び用地情報の収集・提供（県、市町村、事業者）

- ・ 企業誘致に関するノウハウを有する民間企業経験者を採用し、人的ネットワークや企業情報等を活用して情報収集を行う。

- ・ 企業の多様な用地ニーズに応えるため、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会等と連携し、より多くの未利用地情報を収集し、企業に提供する。
- ・ 市町村が企業誘致のために行う用地の確保について、県がアドバイスをを行うとともに各種行政手続きに係る庁内調整の円滑化を図り、積極的に支援する。

(2) 本庄新都心地区の整備 (県、市町村、大学、事業者)

- ・ 本庄地方拠点都市地域の先導地区である本庄新都心地区において、研究開発地区としての早稲田リサーチパーク地区や産業業務機能の集積を図る地区等の整備を進める。

(3) 圏央道以北地域での産業地誘導の推進 (県、市町村)

- ・ 圏央道以北地域での産業集積を進めるため、高速道路等を活かした産業地誘導を推進し、市町村の企業立地に向けた取組を支援する。
- ・ 市町村が行う土地利用にかかる法令調整を支援する産業地調整窓口と関係各課で構成される連絡会議を設置し、土地利用調整のスピードアップを図る。
- ・ 豊かな自然や田園環境と産業地誘導との調和を図り、市町村が策定する乱開発抑止に関する基本方針の策定等を支援する。

(人材の育成・確保に関する事項)

(1) ものづくり人材の育成 (県、市町村、事業者)

- ・ 高等技術専門学校においてものづくり分野の職業訓練を実施する。
- ・ 企業のニーズに対応した在職者の技能向上訓練を実施する。
- ・ 企業OBを活用した技能継承支援を実施する。

(2) 成長分野の人材育成 (県、市町村、事業者)

- ・ 次世代自動車や太陽光発電などの環境・エネルギー分野の職業訓練を実施する。
- ・ 民間教育訓練機関や大学が有する人材育成ノウハウを活用するなどして、求職者の再就職に資する訓練を実施し、県内産業に携わる人材の育成に役立てる。

(3) 高等技術専門学校を中心とした地域連携による中小企業の人材確保・育成支援

(県、市町村、事業者)

- ・ 地域ごとの高等技術専門学校が中核となり、高等学校、商工団体等が相互に連携・協力することにより、中小企業の人材確保・育成を図る。

(技術支援等に関する事項)

(1) 経営革新にチャレンジする企業等の支援

(県、公的支援機関、経済団体、大学、事業者)

- ・ 中小企業新事業活動促進法に基づき、中小企業者等が自ら策定する「経営革新計画」の策定・実行を支援・承認し、企業の経営基盤の強化を図る。
- ・ 埼玉県中小企業支援センター((財)埼玉県産業振興公社)において、中小企業から

の相談に対して、企業で研究開発に取り組んだ経験のある方や技術、財務、税務、法律などの外部専門家を活用したより実践的・具体的な指導、助言を行う。

- ・ 災害などの緊急事態に対する事業活動の継続を図るため、企業のBCP（事業継続計画）策定を支援する。

（２）産学官連携・知的財産活用による新製品・新技術開発支援

（県、大学、公的支援機関、経済団体）

- ・ 産学連携支援センター埼玉を拠点とし、県内中小企業等に対して、大学等研究機関とのマッチングや競争的資金の獲得など、産学連携による研究開発の支援を行う。
- ・ 知的財産総合支援センター埼玉を核として、中小企業等の知的財産の創造・保護・活用を促進し、知的財産を活用した新製品や新サービスの開発、高付加価値化を支援する。
- ・ 埼玉県産業技術総合センターにおいて、県内企業の産業技術力向上を目指し、技術相談や依頼試験、機器開放を通じて技術支援を行うとともに研究開発から試作品作成、事業化までの一貫した技術的支援を行う。

（３）企業間交流の促進（県、市町村、経済団体、事業者）

- ・ 県内企業と立地企業との商談会の開催、工業団地工業会との定期的な交流会の実施などにより、県内企業と立地企業との交流を図り、ビジネスチャンスを創出する。
- ・ 金融機関等と連携した広域展示商談会や大手メーカーと県内中小企業との個別商談会などを開催するとともに、個別企業の取引あっせんを行い、県内企業のビジネスチャンスの拡大を図る。

（４）成長が見込める産業への参入支援（県、公的支援機関）

- ・ （財）埼玉県産業振興公社「次世代自動車支援センター埼玉」において、自動車メーカー出身のアドバイザーによる技術開発等の支援を行い、自動車関連産業の振興を図る。
- ・ 次世代自動車等先進的な技術や製品の開発を行う県内企業に補助金を交付し、新規参入への支援や自動車関連産業の振興を図る。

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

（１）「ワンストップ・オーダーメイド・クイックサービス」を徹底した企業誘致活動の実施（県、市町村、経済団体、金融機関）

- ・ 個々の企業のニーズや実情にきめ細かく対応した誘致活動を進めるとともに、立地に係る相談窓口を一元化し、手続きの迅速化、簡素化を図る。
- ・ 県・市町村企業誘致連絡会議により、企業誘致に関する情報交換や研修等を実施する。
- ・ 立地企業ごとの担当者を定め、企業訪問を行い、企業ごとの各種相談の受付、関係機関との連絡、情報提供、フォローアップを継続的に行う。

（２）創業前の相談からフォローアップまでの一貫した創業支援

(県、市町村、経済団体、金融機関)

- ・ (財)埼玉県産業振興公社「創業・ベンチャー支援センター埼玉」において、専門家による開業相談や資金の調達支援など創業から創業後のフォローまで、ワンストップの支援を行う。
- ・ ベンチャー企業等と投資家や関係企業との出会いの場の創出や製品の表彰等による販路開拓支援を行う。
- ・ 新たに事業を開始しようとする方、創業後間もない方に、事業に必要な資金を低利で融資する。

(3) 企業立地等に関する優遇制度 (県、市町村)

- ・ 新規立地・事業高度化に資し、企業のニーズに合った補助金交付、制度融資などの優遇制度を実施し、その周知と活用の促進を図る。

(4) 海外企業とのマッチングなど新たな事業展開の支援

(県、市町村、経済団体、金融機関)

- ・ 貿易・投資相談やセミナーの実施などを通じて、企業の海外展開を支援する。
- ・ 企業が海外展示会や海外訪問団に参加する機会を創出する。
- ・ 中国との取引を促進し、県内生産・投資につなげるため、「埼玉県上海ビジネスサポートセンター」において、アドバイザーによる相談、情報の提供、調査、現地専門家の紹介等の支援を行う。
- ・ ASEAN地域への県内企業の進出を促進し、県内経済の活性化と雇用創出につなげるため、ベトナム(ハノイ)の「アセアンビジネスサポートデスク」、ベトナム(ホーチミン)、タイ(バンコク)の「ビジネスコーディネーター」を拠点とした支援を行う。

(5) 農商工連携の促進 (県、市町村、経済団体、事業者)

- ・ 農商工連携に関するフェアやフォーラム、ワークショップ等の開催など農業者と商工業者とのビジネスマッチングの場を提供する。
- ・ 農業者と食品製造業者、流通業者、観光事業者との連携を促進し、農産加工品等の市場ニーズの把握や販路拡大、原材料の特性や機能性に着目した加工食品の開発及び製品化を促進する。
- ・ 商品開発やマーケティング等、専門的な知見を有するコーディネーターの活用により、実需者ニーズに対応できる産地の育成とともに、消費者の新たなニーズを創出する商品開発を支援する。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境の保全についての配慮)

産業集積の形成、活性化を図るに当たり、国が定める各種環境法令の遵守や埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない

持続的に発展できる循環型社会の構築」に配慮し、企業立地を行っていく。そのため、埼玉県環境基本計画等に基づき、次のような取組を行う。

【具体的な取組例】

- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、大気、公共用水域・地下水、土壌の汚染の防止、騒音、振動、悪臭の防止のための対策を実施する。
- ・ 公害苦情相談員、埼玉県公害審査会を設置し、公害に係る苦情や紛争を迅速かつ適切に処理するとともに、事業所に対して公害防止管理者等の選任の徹底を指導するなど、企業における公害防止体制を確立する。
- ・ 企業・団体も参画した植林活動による森林づくり、県産木材の利用、緑のトラスト保全地の公有地化などに取り組むとともに、工場立地法及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、森林の整備保全、身近な田園・緑地空間の緑の保全と創出を推進する。
- ・ 戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度を適切に運用し、環境負荷を少なくする計画づくりや環境保全のための措置に取り組む。
- ・ 家庭やオフィスでの環境学習の充実、省エネルギー対策及び再生可能エネルギー導入の普及促進などの対策により、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減を進める。
- ・ 資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量、再資源化、公共関与による環境産業の集積、最終処分場の確保、リサイクル技術の高度化、不法投棄など不適正処理の防止、産業廃棄物の大量たい積の改善などを進める。
- ・ 工場等の水利用の合理化を推進するとともに、地下水採取規制、地盤沈下の監視を行い、水環境の健全化と地盤環境の保全を図る。
- ・ 開発事業から埋蔵文化財を守るため、文化財保護法の趣旨に基づき、開発計画を事前に把握し、現状保存が不可能な案件について発掘調査・記録保存をするよう、開発業者を指導する。

(安全な住民生活の保全)

企業立地を通じた産業集積によって犯罪や交通事故などが増加することがないよう県民が安心・安全に暮らせる社会をつくることが重要である。

そのため、県、市町村、事業者、地域住民が連携・共同して次のような取組を行うことにより、犯罪の発生しにくいまちづくり、交通事故が発生しにくくなるような道路交通環境の整備などを進める。

【具体的な取組例】

- ・ 道路、公園、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により見通しを確保するほか、防犯カメラ、照明の設置などの防犯のための環境整備を促進する。
- ・ 自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」に対し活動に必要な物品の提供などの支援を行い、自主防犯活動の充実・強化を図る。
- ・ 外国人を含む従業員に対して法令遵守、犯罪被害防止、交通安全等の教育を行う。
- ・ 子供を犯罪被害から守るため、「子ども110番の家」などの活動を支援するとともに、通学路を中心に、学校・P T A・ボランティア等の連携による子供の見守り活動を促進する。
- ・ 地域全体で高齢者を犯罪被害から守るため、高齢者世帯への訪問による防犯や交通安全などに関する情報提供・啓発活動を推進する。
- ・ 外国人労働者について、企業に対し、労働関係法令を遵守するよう周知するとともに、経済団体などと連携し、適切に意思疎通を図ることや日本語学習の機会を提供することを啓発する。
- ・ 外国人住民に対して、多言語による行政・生活情報の提供、日本社会のルールに関する啓発を行うほか、相談体制を充実させる。
- ・ 歩道、自転車レーンなどの交通安全施設や交差点の整備を推進するなど、人と環境に優しい道路環境の整備を図る。
- ・ 子供から高齢者までの年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、地域住民等の交通安全意識の普及徹底を図る。
- ・ 自転車の安全な利用や飲酒運転根絶などの交通安全に関する普及啓発活動を行い、県民総ぐるみの交通安全運動を推進する。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成28年度末日までとする。

県立自然公園、鳥獣保護区等の区域のうち集積区域とする区域

市町村名	集積区域とする区域	集積区域とする理由	備考
秩父市	和泉町、大宮、寺尾、蒔田、久那、上影森、下影森、上吉田、下吉田、田村、荒川上田野	市総合振興計画において企業誘致のための新規工業用地の整備を進める地区となっている。	県立自然公園
横瀬町	字南前峠6819ほか 字六番2178-1ほか	町総合振興計画において工業地等、開発系の位置づけがされている地区である。	県立自然公園
皆野町	①皆野地区（中大浜、坊ノ上）、 ②金崎地区（若宮、中丸）、 ③大淵地区、④金沢地区、 ⑤戦場・下田野・三沢地区	町総合振興計画において企業誘致のための工業用地などを開発する地区となっている。	県立自然公園
長瀬町	岩田地区 （岩田字堯田896他）	農村地域工業等導入地区である。	県立自然公園 （第3種特別地域）
寄居町	折原愛宕原地区 （折原字西大塚1436-1他）、 秋山御料地地区 （秋山字水境395他）	農村地域工業等導入地区である。	県立自然公園